指定工事店制度及び排水設備の申請等について

木更津市都市整備部
下水道推進室（業務・施設係）

令和７年４月

目　次

１	指定工事店の制度について	Ｐ１
２	水洗便所改造事業資金助成制度について	Ｐ１
３	排水設備等計画（変更）確認申請	Ｐ３
４	排水設備等工事完了届および完了検査の予約	Ｐ９
５	完了検査の実施	Ｐ９
６	既設建築物の排水設備工事について（浄化槽切替、くみ取り便所改築）	Ｐ12
７	下水の排除方式（合流、分流）	Ｐ12
８	先行排水設備工事について	Ｐ13
９	他人の土地等に排水設備を入れる場合や隣地の排水設備への接続について	Ｐ13
１０	公共下水道の一時使用	Ｐ14
１１	地域汚水処理場条例の地区について	Ｐ15
１２	排水設備の施工上の注意点	Ｐ15
１３	排水設備の施工場所の事前調査について	Ｐ20

・関係法令等につきましては、必ずご一読くださいますようお願いたします。
（木更津市の法令につきましては、市ホームページ「例規集」よりご覧いただけます。）

・各種申請様式は市ホームページ 下水道推進室に掲載しております。
必要に応じてダウンロードしていただくようお願いいたします。

・公共下水道台帳（管網図）は地図情報提供サイト「きさ NAVI」にて閲覧可能です。
オンライン閲覧に御協力頂きますようお願いいたします。

関　係　法　令　等

〇木更津市下水道条例

〇木更津井下水道条例施行規則

〇木更津市下水道排水設備指定工事店に関する規則

〇木更津市下水道排水設備指定工事店審査委員会要綱

〇木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

〇木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

〇私有道路に係る公共下水道管布設に関する取扱要綱

〇木更津市水洗便所改造事業補助金交付要綱

〇木更津市水洗便所改造事業資金貸付要綱

〇木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例

〇木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例施行規則

〇木更津市地域汚水処理場条例

〇木更津市地域汚水処理場条例施行規則

〇公共マス設置に関する取扱要綱

〇下水道法

〇下水道法施行令

〇水質汚濁防止法（抜粋）

〇水質汚濁防止法施行令（抜粋）

〇建築基準法（抜粋）

〇公益社団法人　空気調和・衛生工学会オイル阻集器（SHASE-S221-2012）

〇公益社団法人　空気調和・衛生工学会グリース阻集器（SHASE-S217-2016）

〇公益社会法人　日本下水道協会　下水道排水設備指針と解説（－2016 年版－）

１　指定工事店の制度について　【業務係】

○指定工事店とは

　排水設備の工事については、施工にあたり十分な知識・資力・施工能力を持っている工事店を指定させていただき、指定工事店のみに排水設備工事を施工してもらうことにより、法令に基づいた適正な排水設備の設置を図ることを目的としている制度でございます。「木更津市下水道排水設備指定工事店に関する規則（以下、「規則」という。）」第８条に遵守事項がございますので、**必ず**ご確認いただきますようお願いいたします。

○指定工事店に係る変更届について

　下記の変更が生じる場合、規則第７号様式の指定工事店変更届書をご提出ください。

・指定工事店名に変更が生じた場合

・指定工事店所在地に変更が生じた場合

・代表者及び役員に変更が生じた場合

・専属する責任技術者に変更が生じた場合

・住居表示、電話番号に変更が生じた場合

　なお、指定工事店証の記載事項に変更が生じる場合には、規則第６号様式の指定工事店証（再・書換え）交付申請書及び指定工事店証を併せてご提出ください。

○指定工事店及び責任技術者の更新について

（指定工事店の場合）

　指定工事店の有効期間は５年間であり、５年ごとに更新手続きが必要となります。更新時期を迎える年度の６月に更新案内のお手紙を送付いたしますので、７月末までにお手続きをお願いいたします。（更新料 5,000 円）

（責任技術者の場合）

　本市に責任技術者としてご登録いただいている技術者様の有効期間満了を迎える年度の１月に更新案内のお手紙を**指定工事店宛て**にお手紙を送付いたしますので、２月末までにお手続きをお願いいたします。

２　水洗便所改造事業資金助成制度について　【業務係】

○水洗便所改造事業資金助成制度とは

　木更津市では、浄化槽や汲み取りトイレから公共下水道へ切替工事を行う方に対して、助成する制度がございます。その際、申請等の手続きは指定工事店にて行なっていただきます。

○水洗便所改造事業補助金

（対象者）

・処理区域内における建築物の所有者又は所有者の同意を得た建築物の使用者

・下水処理区域として供用を開始した日から３年以内に切替工事を行う者

・市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者

なお、新築及び区画整理区域内においては上記に該当する場合でも対象外となります。

（補助額）

・くみ取り便所からの切替工事の場合は１件につき３万円

・し尿浄化槽からの切替工事の場合は１件につき１万５千円

・生活保護法第１１条第１項第１号の生活扶助を受けている場合は全額補助

（申請書類）

申請に係る必要書類は下記のとおりです。

申請書の場合

・排水設備等計画確認申請書（写）　※市でコピーを取るので不要

・排水設備工事見積内訳書

・完納証明書（※委任状等が必要のためお客様ご自身での取得を推奨）

実績報告書の場合

・排水設備等工事完了届（写）　※市でコピーを取るので不要

・水洗便所秋蔵事業補助金交付請求書

・口座振替払申出書

・通帳のコピー

・委任状（申請者と口座名義人が違う場合のみ提出）

詳細につきましては、「木更津市水洗便所改造事業補助金交付要綱」をご参照ください。

○水洗便所改造事業資金貸付

（対象者）※下記に該当する場合でも、共同住宅や事務所等の改造工事は対象外

・処理区域内の住宅及び店舗併用住宅の所有者又は所有者の同意を得た家屋の使用者

・市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者

・償還能力を有する者

・連帯保証人を有する者

（貸付額）

事業に要する経費から、補助金（該当者の場合）を差し引いた額の範囲で４０万円以内です。（貸付金は無利息とする。）なお、償還期間については、４８カ月以内の月賦償還として、毎月末に指定口座より引き落とします。

（申請書類）

申請に係る必要書類は下記のとおりです。

申請書の場合

・排水設備工事見積内訳書

・完納証明書（※委任状等が必要のためお客様ご自身での取得を推奨）

実績報告書の場合

・印鑑登録証明書（申請者及び連帯保証人）

・口座振替払申出書（貸付金振込用）

・口座振替依頼書（貸付金償還及び口座引落用）

なお、申請書に押印する印鑑は実印とし、口座振替依頼書は銀行印で押印してください。

詳細につきましては、「木更津市水洗便所改造事業資金貸付要綱」をご参照ください。

３　排水設備等計画（変更）確認申請　【施設係】

（１）　排水設備の設置および構造については、法令等により技術的基準が設けられています。この技術的基準に基づいた適正な排水設備の設置を図るため、指定下水道工事店制度を設けており、排水設備の新設等の工事は**木更津市指定の指定下水道工事店でなければ行うことができません。**

（２）　申請書提出は工事着手８日前（土、日、祝日は除く）までに必ず提出してください。

（３）　確認申請時には指定工事店名等の情報を申請台帳に記載してください。

（４）　設置場所は排水設備工事を行う当該建築物の**所在地の住所（住居表示）**を記入してください。住居表示がされていない地区の場合、地番を記入し「地番」と表示してください。

（５）　金田西土地区画整理事業地内については、土地区画整理組合が発行した「仮換地証明書」に記載されている街区および画地番号を必ず記入してください。

（６）　上記の申請について、内容を審査後、確認通知書を交付します。（標準処理期間：土、日、祝日を除いた８日間）

（７）　確認通知書は、各指定工事店の棚に入れるので、各自で持ち帰ってください。

（８）　申請書に不備がある場合以外は連絡しません。

（９）　確認通知書が交付されなければ、排水設備の工事着手はできません。

〇排水設備等計画確認申請書および添付書類

区　　分	排除方式	確認申請書	案内図	汚水平面図	汚水縦断図	雨水平面図
1新　設 2増　設 3改　築	1合　流	**2部**	**2部**	**2部**	**2部**	**2部**
	2汚水のみ	**2部**	**2部**	**2部**	**2部**	×
	3汚水・雨水	**2部**	**2部**	**2部**	**2部**	**2部**
3浄化槽切替 4くみ取り便所改築	1合　流	**2部**	**2部**	**2部**	×	**2部**
	2汚水のみ	**2部**	**2部**	**2部**	×	×
	3汚水・雨水	**2部**	**2部**	**2部**	×	**2部**
その他	・雨水抑制の計算書、雨水貯留／浸透施設構造図 ・阻集器容量計算書、阻集器構造図（仕様図） ・排水設備使用同意書					

1．提出部数は、正本・副本各1部（計2部）です。

2．確認申請書は、工事着工の8日前（土、日、祝日は除く）までに提出してください。

3．排水設備工事は、確認通知書を受理してから着工してください。

4．汚水平面図と雨水平面図は、1葉にまとめて作成することも可能です。

〇変更について

1　排水設備等計画確認申請書およびこれに添付した書類に記載した事項を変更するときは変更申請書を提出してください。

2　変更内容が、工期や排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更で技術上の基準に適合するものであれば、完了届と同時に変更申請書（**1部**）を提出してください。

3　「阻集器」等の排水設備等の構造に影響を及ぼす装置、器具を追加した場合は、水質管理に影響する重要な変更なので、事前に変更申請書（**正1部・副1部**）を提出し、変更確認申請し確認を受け施工してください。

4　変更申請書には**変更内容と理由を、必ず記入**してください。

5　変更内容が排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更で、著しい経路変更や構造の変更がない場合であって技術上の基準に合致している場合は、完了届と同時に変更箇所がわかる図面に変更理由を記載して提出することで変更申請は不要です。

○排水設備等計画確認申請書の添付書類の作成

（１）　案内図

住宅地図等を A4 でコピーしたものに、**赤で位置を記入**してください。

（２）　次に掲げる事項を表示した平面図

ア　申請地の境界および面積

イ　申請地内にある建築物の位置および台所・浴場・洗面所・洗濯場・便所その他下水を排除する施設の配置

ウ　マスまたはマンホール等の配置

エ　申請地附近の道路および公共マス、公共下水道取付管の方向

オ　平面図の方位

カ　申請場所、申請者氏名、施工業者名、責任技術者名

キ　マスまたはマンホール等の形状および寸法

ク　排水管・配管の形状、寸法および勾配

ケ　スクリーン・除油装置・ポンプ施設・防臭装置、ディスポ―ザ排水処理システム等またはその他の除害施設を設けるときは、その配置

コ　他人の排水設備を使用するときは、その排水設備の位置

タ　その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

チ　平面図の排水管は**新設の場合**、**汚水管を赤**、**雨水管を青の実線**により表記してください。**既設管の場合は、破線（点線）により表記してください。**

（３）　汚水縦断面図（新築の場合および市長が必要と認める場合）

（４）　他人の土地または排水設備を使用するときは、その同意書

（５）　除油装置・ポンプ施設・防臭装置、ディスポ―ザ排水処理システム等又はその他の除害施設を設けるときはその図面および計算書

（６）　雨水流出抑制の対象の場合は、計算書並びに抑制施設の構造図、設置位置図

（７）　その他市長が必要と認める書類

○排水設備等計画確認申請書の作成上の注意事項

1　申請者

申請者は当該建築物の所有者（所有予定者）であること。

他人（申請者以外の者）の土地又は排水設備を使用するときは、同意書を添付すること。

2　設置場所

排水設備工事を行う当該建築物の**所在地の住所（住居表示）**を記入すること。

住所（住居表示）がない場合は、土地の地番を記入すること。

3　使用世帯・人員

一般家庭の場合は、使用世帯と世帯人数を記入すること。

事業所等の場合は、使用人数又は従業員数を記入すること。

4　給水施設

給水区分を〇で囲み、既設家屋の切替や給水装置が設置済で、水道・井戸併用の場合は給水施設の欄に**水栓番号を必ず記入**すること。

アパート等で複数の水栓番号がある場合は、平面図又は別紙に水栓番号を記入すること。

井戸水を使用する場合、「井戸水の配管図」「井戸メーターの位置図」を添付すること。

5　設置区分

（1）　新設…排水設備を新しく設置する場合。浄化槽切替は「新設」となります。

（2）　増設…増築等により、現在ある排水設備に新たな排水設備を接続する場合

（3）　改築…現在ある排水設備を改築する場合

6　便所区分

（1）　新設…新しく便所を設置して公共下水道に放流する場合

（2）　増設…公共下水道に接続している建築物が、増改築等により新たに便所等を新設して公共下水道に放流する場合（設置区分が増設、改築の場合）

（3）　浄化槽切替…現在あるし尿浄化槽を廃止して、公共下水道に放流する場合

（4）　くみ取り便所改築…くみ取り便所を水栓便所に改造して公共下水道に放流する場合

7　着工年月日・完了予定年月日

水洗便所改造資金助成金との関係があるので、工事日程を確認のうえ記入すること。

8　表題

添付図面には必ず表題をつけてください。

（例１）平面図

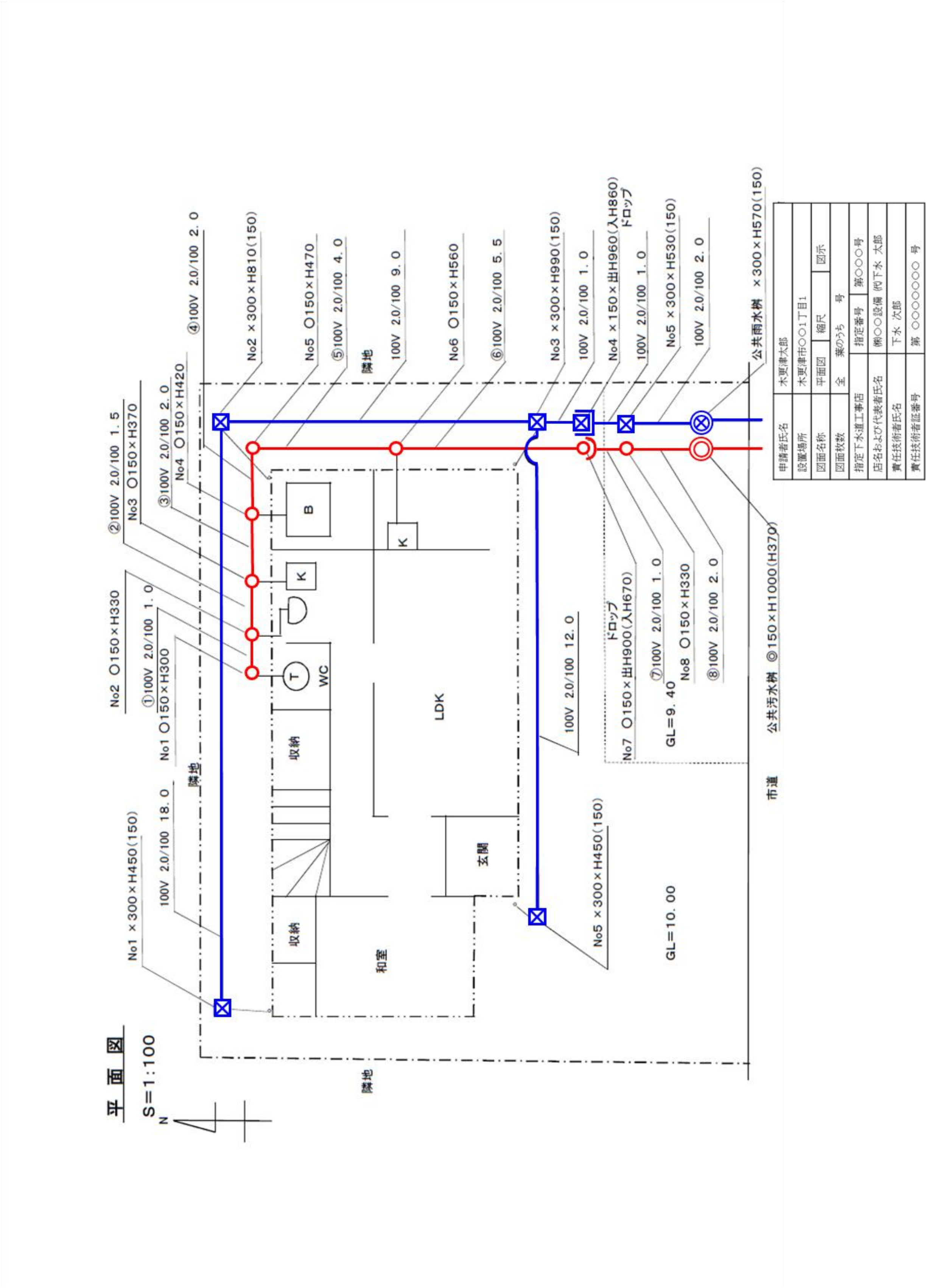

平面図
S=1:100
隣地
市道
和室
収納
LDK
玄関
WC
GL=10.00
GL=9.40
No1 ×300×H450(150)
No2 ×300×H810(150)
No3 ×300×H990(150)
No5 ×300×H450(150)
No5 ×300×H530(150)
公共汚水桝 ◎150×H1000(H370)
公共雨水桝 ×300×H570(150)
申請者氏名 木更津太郎
設置場所 木更津市○○1丁目1
図面名称 平面図

（例２）縦断図

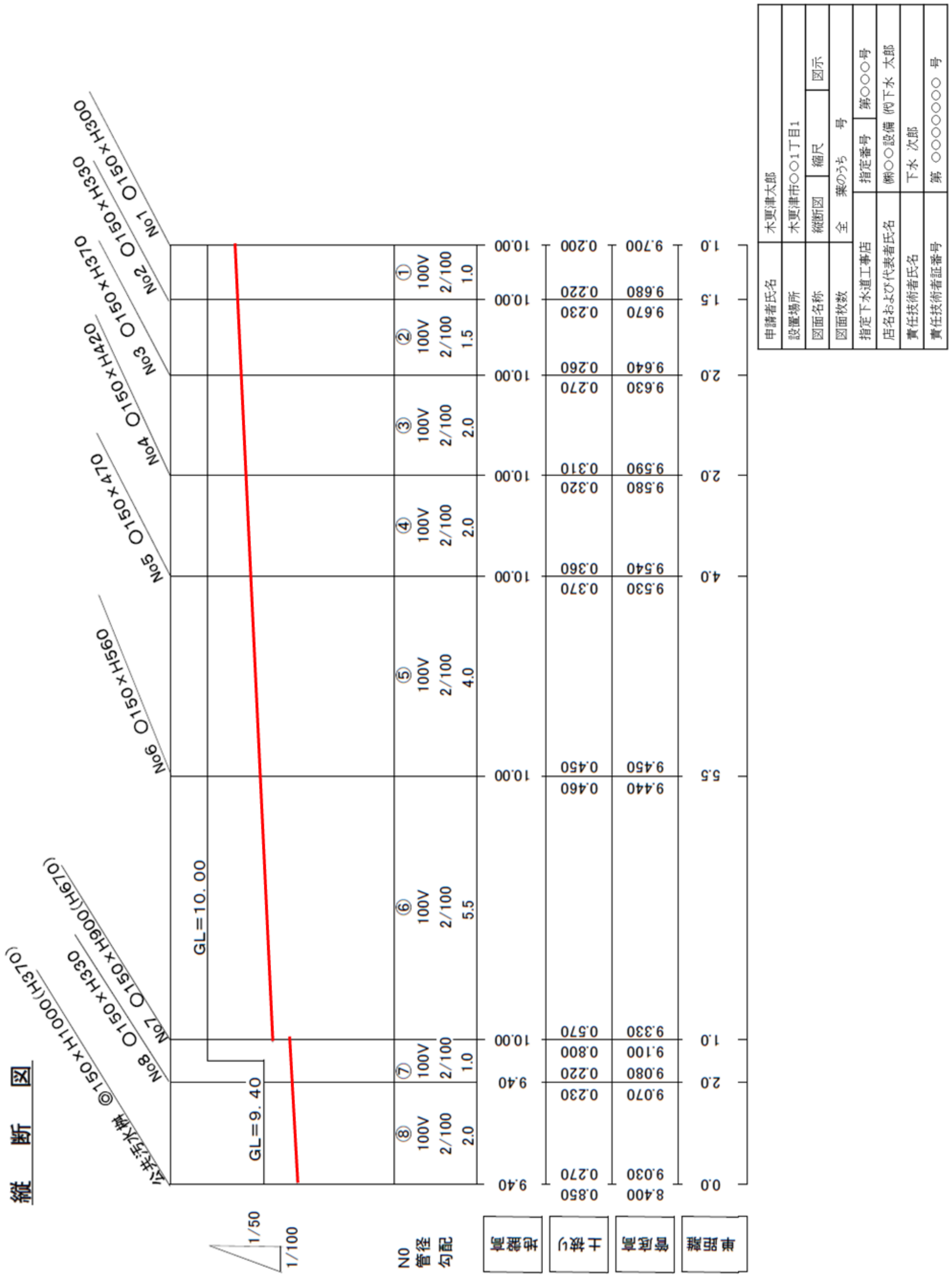
縦 断 図
公共汚水桝◎150×H1000(H370)
No8 ○150×H330
No7 ○150×H900(H670)
No6 ○150×H560
No5 ○150×470
No4 ○150×H420
No3 ○150×H370
No2 ○150×H330
No1 ○150×H300
GL=10.00
GL=9.40
1/50
1/100
NO
管径
勾配
地盤高
土被り
管底高
単距離
申請者氏名
木更津太郎
設置場所
木更津市○○1丁目1
図面名称
縦断図
縮尺
図示
図面枚数
全 葉のうち 号
指定下水道工事店
指定番号
第○○号
店名および代表者氏名
㈱○○設備 ㈹下水 太郎
責任技術者氏名
下水 次郎
責任技術者証番号
第 ○○○○○○ 号

4　排水設備等工事完了届および完了検査の予約　【施設係】

（1）　原則、排水設備の検査日が公共下水道の使用開始日となります。

（2）　排水設備工事が完了したら、５日以内に完了届を提出してください。

（3）　完了届の提出が遅れると補助金や下水道使用料などのトラブルが発生することがあるため速やかに提出してください。完了予定日より著しく遅くなる場合は変更確認申請書を提出してください。

（4）　**完了届に水道の水栓番号を記載してください。**原則、水道の検査終了後に排水設備の検査を行います。

（5）　完了検査日の前日午前中（土、日、祝日を除く。）までに完了届を提出してください。

（6）　完了届提出時に完了検査希望日時を予約簿に記入してください。（日程の変更がある場合以外は連絡しません。予約日に検査を行います。）

（7）　完了検査希望日および時間帯は、完了届提出日の翌日午後以降の空いている時間帯を希望することができます。

（8）　完了検査は月曜日～木曜日に行います。金曜日には検査を行いませんのでご注意ください。

（9）　責任技術者が事前に施工状況をチェックしてください。

5　完了検査の実施　【施設係】

（1）　「排水設備完了検査チェックリスト」（例3）に則り検査を行います。

（2）　専属責任技術者は当該工事が法令等の規定に適合しているか事前に確認してください。

（3）　完了検査には**専属の責任技術者の立ち会いが必要です。**

（4）　完了検査で指摘された箇所については指定工事店（責任技術者）の責任で必ず是正してください。

（5）　検査によりその工事が排水設備等の設置および構造の技術上の基準に適合していると認めた場合は、その場で「検査済証」を交付します。門戸やその他見やすい場所に掲示してください。

○排水設備等工事完了届に関する書類

便 所 区 分	排 除 方 式	完了届	案内図	汚水 平面図	汚水 縦断図	雨水 平面図	使用 開始届
１新　設 ２増　設	１合　流	１部	２部	１部	１部	１部	１部
	２汚水のみ	１部	２部	１部	１部	×	１部
	３汚水雨水	１部	２部	１部	１部	１部	１部
３浄化槽切替 ４くみ取り便所改築	１合　流	１部	２部	１部	×	１部	１部
	２汚水のみ	１部	２部	１部	×	×	１部
	３汚水・雨水	１部	２部	１部	×	１部	１部

１．提出部数は、案内図２部、これ以外は１部です。
２．工事完了後、５日以内に提出してください。
３．汚水平面図と雨水平面図は、１葉にまとめて作成することも可能です。
４．汚水縦断図の添付は省略することも可能です。
５．完成図は施工した排水設備と合っており、修正等がないこと。

○排水設備等工事完了届の添付書類の作成

（１）　申請地付近の案内図

住宅地図等を A4 コピーしたものに、赤で位置を記入してください。

（２）　完了図

工事完了後の汚水・雨水平面図には赤で「完成図」または「完了図」と記載してください。

（３）　公共下水道使用開始届

水栓番号を必ず記載し、案内図を添付してください。

（例 3）排水設備完了検査チェックリスト

排水設備完了検査チェックリスト

確認番号		住所			
申請者名				指定工事店	
排除方式		給水設備			
便所区分		補助金			※立会人（責任技術者）　署名
その他					

検	査	項 目	確認	記 事
○ **完了届**	完了図（平面図）、使用開始届		□	
○ **汚水**				
公共ます	市章	蓋に木更津市のマークが入っている	□	
	防護ふた	車両の乗り入れ箇所（駐車場）にある場合	□	
	高さ	流入管と取付管（流出管）の高さが適切	□	
	流入管	ます内に突出していない	□	
排水管	延長	内径の120倍以内（φ100→12m）	□	
	土被り	200mm以上	□	
	管径	内径100mm以上	□	
	勾配	汚水の滞留がない	□	
汚水ます	サイズ	150mm以上	□	
	底部	インバートの設置	□	
	設置場所	会合点、屈曲点などに設置されているか	□	
	高さ	地盤面より低く設置されていないか	□	
	ふた	密閉ふた（防臭ふた）が設置されているか	□	
	トラップ	トイレの排水をトラップますに接続していない	□	
		二重トラップになっていない（器具トラップが基本）	□	（二重トラップ対策で空気抜き防臭蓋有り）
	不明水	不明水や雨水の混入がない	□	
外流し	溜めます	300mm以上	□	
	トラップ	トラップの設置（90°エルボなど）	□	
	泥だめ	150mm以上	□	
阻集器	種類	適切に設置されているか	□	製品型番：
○ **雨水**				
公共ます	市章	蓋に木更津市のマークが入っている	□	
	耐圧ふた	車両の乗り入れ箇所（駐車場）にある場合	□	
	高さ	流入管と取付管（流出管）の高さが適切	□	
	目地	適切なコーキングがされている	□	
排水管	延長	内径の120倍以内（φ100→12m）	□	
	土被り	200mm以上	□	
	管径	内径100mm以上	□	
	勾配	雨水の滞留がない	□	
雨水ます	サイズ	300mm以上	□	
	泥だめ	150mm以上	□	
	設置場所	合流点、屈曲点等	□	
	高さ	地盤面より低く設置されていないか	□	
	目地	適切なコーキングがされている	□	
構造物	U字溝等		□	
○ **合流式**	雨水接続	トラップますに接続されている	□	
○ **その他**	敷地内の公共ますの位置をすべて確認した		□	

給 水 区 分		水 栓 番 号	
指 示 事 項			
判　　定	**合 ・ 否**	検 査 済 証	

６　既設建築物の排水設備工事について（浄化槽切替、くみ取り便所改築）　【施設係】

（１）　公共下水道への接続を促進するために、工事費用の削減に努めてください。

（２）　既設「外流し」は、汚水排水管に接続してください。

（３）　既設「外流し」が汚水排水管に接続できない場合は、散水専用とするか、下の「受けマス」を地下浸透式に改造するなど、雨水排水管（側溝など）から切り離してください。

（４）　**「外流し」を新設するときは、汚水排水管に接続してください。**

なお新設「外流し」を汚水排水管に接続する場合は、あらかじめ新設「外流し」の工事費と既設「外流し」の接続工事費を比較検討できるように施主に説明し、了解を得てから施工してください。

（５）　改造工事において既設排水管等を活用する場合、平面図上で**既設管を破線**、**新設管を実線**で示すなど既設と新設の違いがわかるように記載してください。

（６）　既設くみ取り便槽、浄化槽の位置を平面図に記載してください。

（７）　既設浄化槽の取り扱いは、全部撤去するのか、上部のみ撤去し埋め戻しするのか、依頼者と十分に打ち合わせのうえ見積もりしてください。

（８）　浄化槽を廃止した際には、県に届出をしてください。

（９）　汚水の切替忘れ、雨水の誤接続等がないか、責任技術者が確認して下さい。

７　下水の排除方式（合流、分流）　【施設係】

＜合流地区＞

対象地区：**吾妻**、**新宿**、**中央**、**富士見**、**新田の一部**および**畑沢南５・６丁目の一部**

ア　雨水系も公共下水道に接続する。

イ　雨水管を汚水管に接続する際は、トラップを設ける。

ウ　雨水抑制をお願いします。敷地面積 300 ㎡以上で一般住宅以外は、雨水流出抑制の計算書を添付してください。

＜分流地区（汚水処理区および雨水排水区）＞

対象地区：**金田東**、**金田西**、**ほたる野**、**請西東**、**請西南**、**羽鳥野**、**港南台**、**かずさ鎌足（かずさアカデミアパーク）**、**千束台**および**潮浜の一部**

ア　汚水管、雨水管を別々に布設し、敷地内の公共汚水マス、公共雨水マスに接続する。

イ　雨水平面図を作成する。

ウ　雨水抑制をお願いします。敷地面積 300 ㎡以上で一般住宅以外は、雨水流出抑制の計算書を添付してください。

＜分流地区（汚水のみ処理）＞

対象地区：**上記以外の公共下水道供用地区**

なお、吾妻、新宿、中央、富士見、新田地区については合流／分流地区が混在しているため、不明の場合は地図情報提供サイト「きさ NAVI」または下水道推進室備え付けの木更津市公共下水道台帳図で確認してください。

＜かずさ鎌足地区（汚水について）＞

上総新研究開発土地区画整理事業区域内は、「かずさ環境協定」に基づいて公共汚水マスが工程系（研究、実験および工場排水系）と生活系に分けて２基（いずれも１号人孔）設置しているため、工程系と生活系を完全に分離して配管し、各々の公共マスに接続してください。

８　先行排水設備工事について　【施設係】

（１）　排水を排出する建築物等に接続しない排水設備のみの先行排水設備工事は、行わないものとします。やむを得ない場合は協議し、施工理由、維持管理の方法、将来の接続計画に支障がないかを明確にし、その旨を申請書類に記載および添付をしてください。

（２）　先行排水設備に接続する場合は、確認申請書の設置区分が増設になります。申請書および図面に、検査済証番号、先行排水設備を記載してください。

９　他人の土地等に排水設備を入れる場合や隣地の排水設備への接続について　【施設係】

（１）　排水設備が他人の土地や将来他人の土地になる可能性がある土地に配管するのは避けてください。ただし、やむをえない場合は、下水道推進室と協議し、維持管理の問題、他人の土地や将来の売却等で他人の土地になった場合のリスクを説明し、対応等を確認申請書に明示すると供に同意書を添付（他人の排水設備使用、他の土地家屋等の排水設備に接続）してください。

（２）　公道（法定外道路等）には、排水設備を入れないで下さい。やむを得ない場合は、敷地から公共マスに接続する経路のみとし、占用許可は申請者で取得してください。

（３）　隣地の排水設備に接続する場合は、隣地の排水設備が公共下水道に接続されていることを確認してください。

１０　公共下水道の一時使用　【業務係】

（１）　公共下水道一時使用はイベントや工事中の仮設事務所など、期間が定められ簡易的に公共下水道を使用するときに届け出るものです。公共下水道を一時使用するときは下記を参照の上、申請してください。

１　添付書類（提出部数）

ア　申請書

イ　案内図

ウ　平面図

エ　その他の書類（特殊な器具等を使用した場合に必要）

オ　公共下水道使用開始届

カ　使用同意書（必要に応じて）

２　一時使用期間中に提出する書類（水道料金と併合徴収の場合は不要）

ア　排除汚水量申告書（２ヶ月に１回）

３　一時使用を終了したときに提出する書類

ア　公共下水道使用廃止届

イ　排除汚水量申告書（水道料金と併合徴収の場合は水道を閉栓）

【備考】

排除汚水量が確認できる資料（メーターの写真など）を添付してください。

・使用開始時　（公共下水道使用開始届に添付）

・期間中　　　（２ヶ月に１回　排除汚水量申告書に添付）

・使用廃止時　（公共下水道使用廃止届に添付）

【注意事項】

・設備の検査は、原則行いません。ただし、特殊構造、器具を使用している場合は現地確認を行います。

・一時使用は、イベントや工事中の仮設トイレ、仮設事務所などで一時的に使用するものなので長期間になる場合は、排水設備の確認手続きをしてください。

・公共マスの上に設備等を置き、管理が出来なくなるような接続はイベント等の短期（１～２日程度）以外行わないでください。

１１　地域汚水処理場を使用する地区について　【施設係】

（１）　木更津市日の出町（東清団地）が対象地区です。（木更津市東清団地汚水処理図で確認）

（２）　木更津市地域汚水処理場条例に基づき、申請してください。公共下水道と申請書の様式などが異なります。

（３）　雨水の処理は対象外です。

１２　排水設備の施工上の注意点　【施設係】

＜排水管について＞

（１）　排水管は、原則として自然流下方式とします。

（２）　排水管は、公共下水道の排除方式に従って公共マス等の排水施設に接続してください。

（３）　分流式の雨水管と汚水管は上下に平行することを避け、交差する場合は汚水管が下に、雨水管が上になるよう配置してください。

（４）　分流式の雨水管と汚水管が並列に布設される場合、原則として汚水管を建物側になるよう布設してください。

（５）　管内流速は、0.6～1.5ｍ／ｓで設計してください。超える場合はドロップ等を使用し流速を落として下さい。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を３ｍ／ｓとすることができます。

（６）　排水管の勾配について、2%を標準とします。

（７）　排水管の最小径は 100 mm を原則とします。

（８）　排水管土被りは原則として 20 cm 以上とします。土被りが 20 cm 未満となる場合、コンクリート舗装等をお願いすることがあります。事前に下水道推進室にご相談ください。

（９）　排水管の延長が、その内径の 120 倍を超えない範囲内においてマスまたは掃除口を設けてください。

※φ100 mm の排水管の場合、管路延長は最大 12ｍまでとなります。

＜マスについて＞

（１）　排水管の起点および終点、会合点および屈曲点には必ずマスを設置してください。

（２）　マスの形状について、汚水マスはφ150 mm 以上、雨水マスはφ300 mm 以上の円形または角形のものを使用してください。

（３）　マスのコーキングは、雨水・地下水浸入防止のために必ず施工してください。

（４）　マスの底部には汚水マスにあってはインバート、雨水マスにあっては泥だめを設けてください。雨水マスの泥だめは 15cm 以上の深さとします。

（５）　外流しについて、原則、接続マスの大きさは内径 30 cm の溜めマス（泥だめ深さ 15 cm 以上）とし、流出側にはエルボによる封水トラップを行うこと。

（６）　公共汚水マスへの管の突出は認めません。

（７）　小口径（150 mm）のトラップ付マスには必ず掃除口を設けてください。

（８）　汚水マスへの「マストラップ」接続は認めません。ただし、合流地区の雨樋管の防臭のための設置は認めています。

塩ビ製トラップマス

マストラップ
（合流地区の雨樋間の防臭には使用可能）

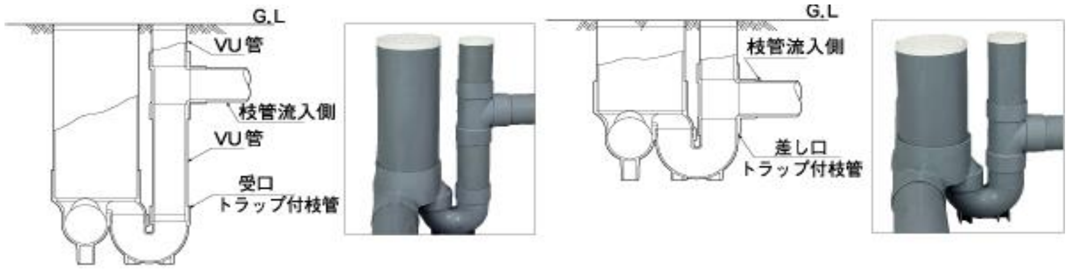

小口径のトラップ付マス（掃除口あり）

＜その他＞

（１）　植樹した樹木の周辺にマスや排水管を設置した場合、接合部分から根が入り込むことにより詰まりが誘発されることがあります。植物の根による詰まりを防止するために排水管近傍への植樹は避ける、または防根シートの導入といった対策の検討を推奨いたします。

取付管内部に侵入した根

（２）　屋外の洗い場は、汚水マスに接続してください。

（３）　飲食店や事業場などで営業用あるいは社員食堂用の厨房がある場合、排水から油脂やゴミを除去するためグリース阻集器（グリーストラップ）の設置をお願いしています。日本阻集器工業会が公表している選定基準（SHASE-S217-2016 等）を参考として適正な容量のグリース阻集器を選定し、申請書に**「製品の仕様図」及び「容量算出根拠」**を添付してください。なお、ガソリンスタンド、歯科医院、病院、クリーニング店、コインランドリー、理・美容院なども、用途にあった阻集器が必要になります。

（４）　排水設備等確認申請書とは別に特定事業場に関する書類の提出および除害施設の設置が必要となる場合があるため、事前に下水道推進室の係者（施設係）と協議してください。除害施設の設置となる場合は、排水設備等確認申請書に除害施設と同じ設計図書を添付してください。

（５）　便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、管路に対して鋭角に合流するようにマスを下流に設置してください。このような設置ができない場合は、マスにおける段差を十分確保してください。

（６）　給湯器のドレン排水について

原則、汚水系に接続してください。汚水系に接続する際は、臭気の逆流や硫化水素といった腐食性ガスの流入によるバルブおよび給湯器本体の腐食を未然に防ぐために、排水口空間を確保し、さらにトラップマスに接続するようお願いします。ただし、製品メーカーによって排水の水質に問題がなく雨水系に接続が可能になっている場合、雨水系への接続を認めています。

＜雨水系に接続可能な給湯器の代表例＞

①　自然冷媒 CO_2 ヒートポンプ給湯器

②「潜熱回収型ガス給湯器」（JIA 認証マークあり）

③「家庭用燃料電池コジェネレーションシステム」（JIA ドレン検査基準対応品マークあり）

（７）　ディスポーザーについて

直接投入型（単体）については、管渠や下水処理施設等への影響が懸念されるので認めていません。ただし、ディスポーザーが下水道協会認定品であり排水処理槽を設けるものについては、認めています。（確認申請書にディスポーザー・排水処理槽の両方の認定証等の写しを添付すること。）

(8)　床下集合配管システムについて

１本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システムの使用にあたっては、次の事項に特に注意するとともに、使用する床下集合配管システムを理解したうえで維持管理上の問題が発生しないようにすること。なお、床下集合配管システムを使用する際は、排水ヘッダ、床下点検口について排水手設備工事平面図に記載すること。

① 床下集合配管システムは、適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持・固定をすること。
② 床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。
③ 床下集合配管システムは、保守点検・補修・清掃が容易にできるよう建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。
④ 床下点検口を適切な位置で設置し、排水ヘッダまで到達できるようにすること。
⑤ 維持管理は汚水マス、衛生器具または排水ヘッダのいずれかから維持管理器具を挿入できるなど確実に行えること。
⑥ 通気が必要な場合は確実に通気管を設けること。
⑦ 製品メーカーの使用条件や設置注意事項などに従って設置すること。

（9）　流量表について

マニング公式による円形管流量表（塩化ビニル管　粗度係数n＝0.010）は下表を参照。

管径(mm)	100		125		150		200	
勾配(%)	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
12.5	3.023	0.0237						
12.0	2.962	0.0233						
11.5	2.899	0.0228						
11.0	2.836	0.0223						
10.5	2.770	0.0218						
10.0	2.704	0.0212	3.137	0.0385				
8.0	2.418	0.0190	2.806	0.0344	3.169	0.0560		
7.0	2.262	0.0178	2.625	0.0322	2.964	0.0524		
6.0	2.094	0.0164	2.430	0.0298	2.744	0.0485		
5.0	1.912	0.0150	2.218	0.0272	2.505	0.0443	3.035	0.0953
4.0	1.710	0.0134	1.984	0.0243	2.241	0.0396	2.714	0.0853
3.4	1.577	0.0124	1.829	0.0224	2.066	0.0365	2.503	0.0786
2.8	1.431	0.0112	1.660	0.0204	1.875	0.0331	2.271	0.0713
2.3	1.297	0.0102	1.505	0.0185	1.699	0.0300	2.058	0.0647
2.0	1.209	0.0095	1.403	0.0172	1.584	0.0280	1.919	0.0603
1.9	1.179	0.0093	1.368	0.0168	1.544	0.0273	1.871	0.0588
1.8	1.147	0.0090	1.331	0.0163	1.503	0.0266	1.821	0.0572
1.7	1.115	0.0088	1.294	0.0159	1.461	0.0258	1.770	0.0556
1.6	1.081	0.0085	1.255	0.0154	1.417	0.0250	1.717	0.0539
1.5	1.047	0.0082	1.215	0.0149	1.372	0.0242	1.662	0.0522
1.4	1.012	0.0079	1.174	0.0144	1.326	0.0234	1.606	0.0505
1.3	0.975	0.0077	1.131	0.0139	1.277	0.0226	1.547	0.0486
1.2	0.937	0.0074	1.087	0.0133	1.227	0.0217	1.487	0.0467
1.1	0.897	0.0070	1.041	0.0128	1.175	0.0208	1.423	0.0447
1.0	0.855	0.0067	0.992	0.0122	1.120	0.0198	1.357	0.0426
0.9	0.811	0.0064	0.941	0.0115	1.063	0.0188	1.288	0.0405
0.8	0.765	0.0060	0.887	0.0109	1.002	0.0177	1.214	0.0381
0.7	0.715	0.0056	0.830	0.0102	0.937	0.0166	1.136	0.0357
0.6	0.662	0.0052	0.768	0.0094	0.868	0.0153	1.051	0.0330
0.5	0.605	0.0048	0.702	0.0086	0.792	0.0140	0.960	0.0302
0.4			0.627	0.0077	0.709	0.0125	0.858	0.0270
0.3					0.614	0.0109	0.743	0.0233

V：流速（m／s）

Q：流量（m^3／s）

１３　排水設備の施工場所の事前調査について　【施設係】

（１）　排水設備の施工場所が、供用開始されている地区であるかを確認してください。下水の排除方式【合流、分流（汚水・雨水)】および下水道に接続できるか、木更津市公共下水道台帳図で施設状況（下水管、取付管、公共マス等）を確認してください。

（２）　（１）で確認した施設が現地にあるか確認してください。(特に公共マス)

（３）　事前調査で問題がなければ、排水設備の設計を進めてください。問題がある場合や地区外からの接続を行いたい場合は下水道推進室と協議してください。

（４）　供用開始されていない場合は、供用開始にならないと、接続することができません。この場合は受益者負担金が賦課されます。(受益者負担金に関する条例、要綱を参照)

（５）　接続するための施設（公共マス）が整備されていない場合、施設（下水管、公共マス等）の整備を行わないと接続できません。下水道推進室と協議してください。

【お問い合わせ先】
木更津市役所下水道推進室
　木更津市潮見１丁目１9番地１
　　業務係：0438-36-2700
　　施設係：0438-37-9504